

〔 農 業 經 営 〕
牧 野 運 営 の 問 題 点 と 対 策

宮 田 忠 男

(鹿兒島県農業試験場)

MIYATA, T.

Some Problems on the Management of Pastures.

集約牧野の運営実態を中心に問題点とその対策について若干の考察を試みる。

調査対象牧野

牧 野	管 理	会計方式	規 模	家 畜	対 象
K	市	一般会計	49ha	乳 牛	成牛, 育成牛
N	農 協	〃	80	肉 牛	育成牛
O	共 同	特別会計	53	乳 牛	成 牛
S	〃	〃	44	肉 牛	成牛, 仔牛

1. 管理者の確保と人件費負担

共同牧野では組合員による輪番制の管理が一般的であるが、牧野規模が大きく組合員が多くなると管理者は雇用となるし、公共牧野では全てが雇用管理である。なお管理者の雇用条件は次の如く牧野により異なる。

◎管理者の雇用条件

K 牧野：給与年間80万円 町職員，町営住宅

N 〃：〃〃 44万円 町臨時職員，町営住宅。

O 〃：管理者保有牛の無料放牧，6.5haの無料草地利用，畜舎，住宅利用。

S 〃：組合員による輪番制（平等出役）

K 牧野での人件費負担割合は牧野運営費の41.8%放牧収入の35%であり放牧牛1頭当り負担額は55円である。

問題点と対策

a. 管理者の身分保証と待遇

牧野の辺地性は管理者の通勤や生活環境，子供の教育機会と通学の問題を惹起するので管理者の身分保証と待遇の如何が管理者の確保と定着ひいては管理への熱意の条件となる。

b. 管理の輪番制と報酬。

共同牧野に多くみる管理の輪番出役は組合員の平等出役が一般的でその報酬はない。今後組合員間の放牧頭数に大きな差が生じた場合，この出役方法で

は組合員の苦情が生じ易く組織の弱体化へも影響するので放牧頭数を考慮した出役あるいは出役に対する報酬などを考えるべきである。

c. 人件費負担と公共牧野利用の広域化

公共牧野として牧野運営の経常経費外の人件費など負担し地域農業の発展へ寄与するのは当然の目標といえようが牧野の辺地性は牧野の利用農家を狭少地域内に限定するため公共負担とそれの農民享受の平等性に問題を投げかける。このことから牧野の広域利用化を進める対策は今後の課題である。

d. 管理者保有牛の無料放牧

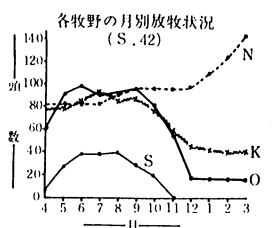
O 牧野の管理者の無報酬に代る管理者保有牛の無料放牧は人件費の圧迫をさげ放牧料の低減をはかっており経営的意義の大きい注目される方法であるが管理者保有牛と組合員預託牛の飼育管理に格差が生じた場合に問題が起ることも考えられる。この点今後の課題でもある。

2. 放牧頭数の確保

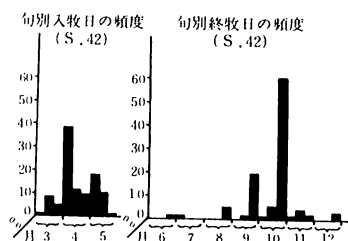
牧野利用農家の飼養の零細性，現金負担能力，農家の財産的高価値とみる家畜放牧の不安などから農家の放牧規模は1～2頭と小さいうえに牧野の辺地性から利用農家が限定されるため牧野の利用度は低い。これら牧野の利用状況を以下図表でみると1ha当り1日の放牧頭数は1頭程度，放牧日数は平均，257日，入牧が4月上旬，終牧が10月中旬である。

牧 野 の 利 用 状 況 (S.42) (頭)

牧 野	年間放牧 延 頭 数	1日当り 放牧頭数	1ha当り年間 放牧延頭数	1ha, 1日当り 放 牧 頭 数
K	25,668	70.3	523.8	1.44
N	35,387	97.0	442.3	1.21
O	21,654	59.3	408.6	1.12
S	6,118	16.8	139.0	0.38



注) N牧野：12月以降は子牛生産開始
 K牧野：39頭は管理者牛で同年放牧
 O牧野：12月以降は組合有の放牧牛
 S牧野：4月～11月の季節放牧



問題点と対策

a, 預託牛の確保

農繁期対策としての短期放牧

春季の牧草過繁期は梅雨期に当り乾草貯蔵は困難であるが農繁期でありこの期間の短期放牧が考えられる(牧野までの牛運搬の対策が必要)

預託制度の多様化

零細な預託農家(副産物利用の飼養農家の性格)にとって利用料の支出は負担(経済的にあるいは農家意識として)となるので放牧料の延払い方式で料金支払いの長期化や生産仔牛の牧野への提供あるいは仔牛代金の取得後の支払い等を考慮する。

b, 買取り方式と農家への払下げ

牧野運営自体で育成や生産を行いそれを農家に払下げる。これは牧野運営の安定, 規模拡大, 預託牛増にもつながらる。

c, 放牧期間の延長

周年放牧で頭数確保を指向しても時期的な草量の変動や貯蔵飼料の点から放牧頭数には限度があるので早期入牧と晩期終牧を行い放牧期間の延長をはかる必要がある。そのために草地維持管理(追肥時期と草生, 不食過繁地の処理と掃除刈り)や草地の

利用分化(放牧地と採草地)貯蔵飼料の確保(乾草, 埋草)など技術面の対策が必要である。

3, 放牧料と牧野管理

放牧料は牧野で大きく異なり0～176円の範囲にある。即ち小規模の共同牧野で員外利用のない場合は組合員の放牧料は無料か月別, 年別に安く設定され, 放牧料で草地の維持管理を行うことは不可能な状態が多い。員外利用を積極的に進める共同牧野では放牧料は高く設定されている。

公共牧野では草地の維持管理や濃厚飼料の給与が行われるため共同牧野の放牧料より高いし, 月令に応じた放牧料設定が実施されているが牧野運営費や原価計算に立脚した料金設定ではない。

なお県内の平均放牧料は幼畜, 育成畜で38円82銭(10～176)成畜で50円06銭(10～132)である。

問題点と対策

a, 放牧料設定と預託牛確保

現在の放牧料で牧野の運営費をまかなえるものはない。さりとて放牧料を高く設定すると零細飼養農家などにとっては放牧への意欲を減退させる格好ともなる。今後は放牧の経営経済性を分析し, その経営的意義を農家に啓蒙する必要がある。

b, 低放牧料と牧野の維持管理

放牧頭数の確保, 現金支出への対処からの放牧料の低さは現実として牧野の維持管理を行えるものではない。特に共同牧野での施肥と害草の除去など実施されず今後の牧野利用の経済性発揚に問題を投げかけている。この点の指導面の強化が要請される。

c, 放牧料設定の算定基礎

公共牧野のように一般会計方式のもとでは資本勘定と収益勘定が混同されがちで牧野関係の収支を分離することが難しく放牧料設定の算定基礎の把握が困難である。特別会計方式では財政的実態の把握が容易であるが共同牧野などその整理は充分でなく放牧料算定の基礎数字は把握されていない。この点記帳と簿記指導が要求される。

調査地：鹿屋市, 根占町, 大口市, 薩摩町, 田代町